

障害者等世帯の粗大ごみの運び出し収集実施要領

1 目的

家庭から出される粗大ごみの収集は、屋外の指定場所に運び出された物を収集することが原則であるが、障害者世帯や高齢者の一人暮らし世帯などで運び出しが困難な場合について、市民サービスの向上の観点から、屋内等からの粗大ごみの運び出し収集を行うものとする。

2 対象

運び出し収集の対象は、以下のいずれかに該当し、身近な人などの協力が困難で、自ら指定場所までごみを運び出すことができない場合とする。

- (1) 障害者世帯
- (2) 65歳以上の一人暮らし世帯
- (3) その他環境事業所長が運び出し収集が必要と認めた場合

3 受付及び申込者との調整

- (1) 粗大ごみの運び出しの申し込み受付は、粗大ごみ受付センターで行い、環境事業所へすみやかに連絡するものとする。
- (2) 環境事業所は、申込者に制度の内容について説明し、現場の状況調査及び運び出し方法について申込者と調整する。

4 実施方法

- (1) 別紙粗大ごみの運び出し収集依頼書の受領。
- (2) 屋内から運び出して収集を行う場合は、本人又は代理人が立ち会うものとする。

5 運び出し収集の対象外の物

- (1) 本市が指定する排出禁止物
- (2) 玄関口から運び出せない物
- (3) 取り外し工事や解体作業が必要な物
- (4) その他環境事業所長が収集に支障があると判断した物

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。